平成２２年（フ）第４３６号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子884番地４
債務者　泉澤　　悠
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４４６号
盛岡市猪去畑中27番地５
債務者　久慈　昭子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４５０号
盛岡市城西町13番35号
債務者　杉澤　千鶴
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４６４号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字柳沢1459番地23
債務者　藤原八重子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４７０号
岩手県奥州市水沢区字北丑沢３番地６
債務者　佐藤　恒成
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２０９号
群馬県安中市原市1586番地
債務者　阿部　秀明
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２１８号
群馬県高崎市片岡町２丁目32番20号
債務者　峯岸　伸一
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２２５号
群馬県高崎市新保町167番地３　メゾン染谷川205
債務者　浅香美代子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２３９号
埼玉県行田市桜町３丁目８番20号
債務者　鳥羽　輝男
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２８６号
埼玉県比企郡小川町大字青山977番地３　Ｃ棟
債務者　金子　　孝
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３０９号
埼玉県熊谷市上之1856番地１
債務者　小林　　壽
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１４５号
千葉県山武郡九十九里町作田5633―175　影山清美方、住民票上の住所千葉県山武郡九十九里町作田5633番地175
債務者　青島　一雄
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４６号
千葉県山武郡九十九里町作田5633―175　影山清美方、住民票上の住所千葉県山武郡九十九里町作田5633番地175
債務者　青島三津子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３５３号
新潟市南区吉江849番地６
債務者　吉積　眞弓
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０６号
静岡県三島市萩404番地　レオパレスコスモスⅡ―103、破産申立時の住所静岡県三島市徳倉750番地の14
債務者　髙橋　知志
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
静岡県沼津市岡宮124番地の１　広池ハイツ203
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字大塚前1412番地
債務者　市川　雅惠（旧姓乙子）
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１３６号
山口県宇部市中村２丁目３番３―202号
債務者　前田みよ子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
山口地方裁判所宇部支部